

(資料3)

豊山町男女共同参画社会計画
「第2次とよやまレインボープラン」
(案)

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

本町では、平成11年に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、平成14年3月に豊山町男女共同参画社会計画「とよやまレインボープラン～個性を活かした社会づくり～」(以下「第1次レインボープラン」という。)を策定し、男女が個性を活かすことができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

計画の策定から10年が経過し、女性の社会進出は以前より進んでいますが、家事・育児・介護などについては、まだ、女性が担っていることが多く、男女共同参画の意識が、十分に浸透しているとは言えません。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)の問題が深刻化したり、共働きする世帯がこの10年間で7.4%増加するなど、男女共同参画を巡る情勢も大きく変化しています。

このような状況を背景に、性別や年齢、国籍、障がいの有無、居住年数などに関わりなく、個人が活躍できる社会を目指すという、男女共同参画の基本的理念を最大限に活用したまちづくりを推進します。

2 策定の根拠

男女共同参画社会基本法第14条第3項

「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」

3 名称

豊山町男女共同参画社会計画「第2次とよやまレインボープラン」

空に輝く虹が様々な色でできているように、人にはそれぞれの個性があります。あらゆる人が個性を発揮し、地域全体が虹のように輝くことができるようにとの思いを、「レインボープラン」の名称に込めました。

4 基本目標

男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり

第2次とよやまレインボープラン(以下「第2次レインボープラン」という。)は、第4次総合計画のまちづくり重点目標のひとつである「人」がキラリと輝くまちづくりの実現に資する計画とします。

本計画を男女共同参画社会の実現をまちづくりに活かすことのできる計画とするため、基本目標を「男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづ

くり」とします。

5 基本理念

男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を活かし、あらゆる立場の人々が、互いの人権を尊重しあい、個性と能力が発揮できるまちづくりを目指します。

6 基本的視点

第2次レインボープランを策定するために、第1次レインボープランと本町の男女共同参画施策の成果と問題点を分析した上で、以下の基本的視点を設定しました。

○時代の変化に対応する

第1次レインボープランの策定から10年が経過しました。この間、女性の社会進出が進み、子育てや家庭教育などに関する事業も増加するなど、以前に比べて、女性の立場に配慮した施策がとられています。

しかし、社会情勢の変化に伴い、様々な新しい問題が発生しています。国や県の状況を勘案しながら、時代の変化に対応した計画にします。

○総合計画に位置づける

まちづくりの基本計画は総合計画です。町の各種計画は総合計画の中に明確に位置づけられる必要があり、総合計画の実現に寄与すべきものです。

第2次レインボープランは第4次総合計画の実現に資するものとし、

男女共同参画の視点を、広くまちづくりに活かすことによって、より多くの方たちが豊かに生活できることを目指します。

○豊山町の強みや特性を活かす

本町は愛知県で最も小さな行政面積の町です。そのコンパクトな町域の中に、県営名古屋空港を中心とした最先端の航空宇宙産業と、密接な人間関係が残っています。

また、近年では町民と行政による協働によるまちづくりの気運も高まっています。

計画を策定するにあたっては、このような本町の強みや特性、新しい試みを活かすよう配慮します。

7 計画期間

平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間とします。

また、今後の社会情勢の変化や国・県の動向、総合計画の変更や策定に

あわせて、適宜見直しを行います。

8 計画の体系

第4次総合計画には、本町が目指すまちの将来像の実現に向けて、3つのまちづくり重点目標を設定しました。①「人」がキラリと輝くまちづくり、②「産業」がキラリと輝くまちづくり、③「生活空間」がキラリと輝くまちづくりです。

このうち、第2次レインボープランは、「人」がキラリと輝くまちづくりを実現するものとして位置づけます。

「人」がキラリと輝くまちづくりには、「Ⅰ すべての人が暮らしやすいまちづくり」、「Ⅱ 健康で笑顔あふれるまちづくり」、「Ⅲ 地域の交流・絆を深めるまちづくり」という3つのまちづくりの目標があります。これらに、「Ⅳ 計画の推進」を合わせた4項目を、第2次レインボープランの重点目標とします。

4つの重点目標の下に、13の基本的施策を掲げ、この基本的施策の下に、取組みの方向に応じた各事業を配置します。

○第4次総合計画

まちづくりの基本理念	小さくてキラリと輝くまちづくり		
まちの将来像	にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ		
まちづくり重点目標	「人」 がキラリと 輝くまち	「産業」 がキラリと 輝くまち	「生活空間」 がキラリと 輝くまち

○第2次とよやまレインボープラン

まちづくり重点目標		「人」がキラリと輝くまち
基本目標	重点目標	基本的施策
男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり	I すべての人が暮らしやすいまちづくり	1 男女共同参画の理解の促進 2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進 3 様々な困難を抱える人々への支援 4 政策・方針決定過程における男女共同参画
	II 健康で笑顔あふれるまちづくり	5 家庭・学校における男女共同参画の推進 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 7 女性や子どもに対する暴力の根絶 8 生涯を通じた健康づくりの支援 9 豊かな生活空間の構築
	III 地域の交流・絆を深めるまちづくり	10 地域活動における男女共同参画の推進 11 地域の事業所との連携 12 協働によるまちづくりの推進
	IV 計画の推進	13 推進体制の整備・充実

第2章 計画の内容

第2次レインボープランの具体的な内容を、3つの重点目標ごとに記します。それぞれの目標を実現するために基本的施策があります。

基本的施策ごとに、現状と課題を掲げるとともに、それらを解決・改善するために、どのような具体的な取組みを行うのかを記述します。

一つひとつの事業には、担当課を記載していますが、内容によっては、担当課以外の課も、積極的に協力することとします。

なお、事業によっては、複数の基本的施策、重点目標にわたるものもあります。

重点目標Ⅰ すべての人が暮らしやすいまちづくり

基本的施策1 男女共同参画の理解の促進

<現状と課題>

男女共同参画を推進し、その視点を活かしたまちづくりを実現するためには、まずは男女共同参画とは何か、どのような考えなのか、そしてどのような具体的な内容をもつものなのかなどを、広く、地域で共有する必要があります。

そのためにはまず、町から地域の皆さまへ、様々な方法を使って、最新の情報を、できるだけ素早く、正しく、わかりやすく、お伝えする必要があります。

本町においては、広報とよやま以外にも様々な広報媒体があります。男女共同参画を主管する総務課だけではなく、関係する各課が、それぞれのもっている情報を積極的に広め、地域全体の男女共同参画に対する理解を深める必要があります。

あらゆる立場の人たちが知識や教養、経験を深める機会を提供するとともに、男女共同参画をテーマにした講座を開催します。

<具体的な取組みの方向>

① 男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

広報とよやま・ホームページ・CATVを中心に広報・啓発活動を行います。

インターネットや情報誌を活用し、国や県、自治体などが発信する情報を収集し、地域に提供します。

それらに加えて、広報とよやまに、町内で活躍する団体や個人をインタビュー形式により紹介する新しいコーナーを設けて、男女共同参画の視点によるまちづくりにつながる団体や活動内容について掲載します。

なお、広報にあたっては、性差をはじめとした、差別的な表現を行わないように最大限努めます。

事業	担当課
----	-----

広報とよやまなどによる啓発活動・情報提供	総務課
広報連載企画「まちづくりびと 紹介します」	総務課
インターネットなどによる情報収集	総務課

② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

子どもからお年寄りの方まで、あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、それぞれのライフステージにあった学習機会を提供します。

実施にあたっては、夜間や休日に行うなど、講座の内容に応じて、受講者のライフスタイルに応じたものとします。

特に、男女共同参画に関する意識を効果的に啓発するため、男女共同参画講座レインボー・スクールを開催します。実施にあたっては、保健センターなどで実施している既存事業と組み合わせながら、効果的に行います。

事業	担当課
レインボー・スクールの開催	総務課
生涯学習講座の開催	生涯学習課

基本的施策 2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現は、男性の協力なしにはできません。働く女性が増えている中、家庭生活や、育児などへの男性の協力や参加が必要不可欠です。

男性だけではなく、子どもたちの教育も重要です。子どもの頃から、男女共同参画の意識を育むことにより、偏見を持たない人格形成に寄与します。

本町ではこれまで、男性を対象にした男女共同参画に関する事業を行ってきませんでした。レインボー・スクールをきっかけに、男性の意識の変化を促します。また、学校教育を通じて、子どもたちに男女共同参画について、考え、体験する機会を提供します。

<具体的な取組みの方向>

① 男性が家庭・地域社会に参画しやすい職場環境づくりの推進

企業などで働く男性が、家庭や地域社会に参画するためには、それぞれの職場の理解と協力が欠かせません。

町の商工会と連携し、そのような職場環境づくりを図ります。仕事と家庭の両立を支援するため、男性の育児休業や介護休業の取得を推進します。

事業	担当課
商工会との連携	都市計画課

育児休業・介護休業の取得推進	総務課
----------------	-----

② 男性の育児参画の支援

男性自身が家庭や地域における父親の役割を認識し、育児に積極的に参画するよう、家庭教育をテーマにした父親参加型の事業を行います。

レインボー・スクールでは、男性も楽しく育児に参加できるようなアイデアを提供し、実際に体験していただきます。

家庭教育に対する関心や意識を高めるため、育児や生活をテーマにした講演会や教室を開催し、男性の参加を促します。

P T A活動は、男性が子育てや地域社会に参加する絶好の機会です。P T Aの役員を中心として、地域の男性が交流できる機会づくりを支援します。

事業	担当課
レインボー・スクールの開催	総務課
家庭教育講演会の開催	生涯学習課
赤ちゃん広場・乳幼児学級の開催	保健センター 生涯学習課 総合福祉センター
ニューファミリー教室の開催	保健センター
P T A男性役員の交流	生涯学習課

③ 高齢男性の地域活動への参画支援

お年寄りの方がこれまでに培ってきた能力を活かし、退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう、就労機会の提供を行います。

また、お年寄りの方が地域に関わるきっかけをつくるため、コミュニティ活動やボランティア活動に対して、支援・協力を行います。

事業	担当課
シルバー人材センターの活動支援	福祉課
コミュニティ参加啓発事業・世代間交流事業・コミュニティ組織育成事業	総務課
ボランティア活動の充実と連携の強化	福祉課 総合福祉センター
社会福祉協議会との連携	福祉課 総合福祉センター

④ 各種相談窓口の充実

仕事や経済的な悩みを抱えた男性が、心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、人権擁護委員や民生委員が各種相談業務を行います。

また、広報とよやまにおいても、国や県が主催する、各種相談窓口について積極的にお知らせします。

事業	担当課
よろず相談（人権相談）の実施	福祉課
いのちの電話による相談	福祉課
心配ごと相談の実施	総合福祉センター

⑤ 学校教育における教科・道徳・特別活動などでの実践

児童や生徒に対して、個性を尊重し、能力を引き出し伸ばすだけでなく、互いの人権を尊重する教育を推進するとともに、男女の性の違いやDVについてなど、成長に応じた教育を行います。

特にDVについては、家庭内の暴力だけではなく、いわゆるデートDVと呼ばれている、男女交際における暴力についても教えます。

また、性別に関わらず、等しく職場体験をすることを通じ、職業における男女共同参画の意識を育てます。

事業	担当課
人権教育・男女共同参画教育・性教育の実施	学校教育課
職場体験の実施	学校教育課

基本的施策3 様々な困難を抱える人々への支援

<現状と課題>

障がい者やひとり親世帯の方、高齢者など、社会の変化を背景に、様々な生活困難を抱えている人たちが増加しています。

また、世界的な経済不況の影響から非正規労働者や生活保護世帯の方も増加しています。

男女間だけの差だけでなく、障がいがあること、外国人であることで複合的に困難な状況に置かれている人たちも少なくありません。

生活に困難を抱えている人々が、自立して、安心した生活が送れるようになるためには、個々の生活状況にあった支援を行う必要があります。

本町においては、これまで福祉施策の充実に努めてきましたが、ボランティア活動を含め、地域の皆さまの日頃からの見守りや手助けが得られるように、支援を行います。

<具体的な取組みの方向>

① 障がい者の自立した生活に対する支援

障がい者が、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、町施設のバリアフリー化をはじめ、障がい者が自立した生活が送れるよう、各種支援を行います。

障がい者の自立に必要な指導を行う福祉作業所や、心身障がい児の自主性と社会性を高めるための母子通園施設など、雇用・支援の場を提供します。

事業	担当課
----	-----

ボランティア活動の充実と連携の強化	福祉課 総合福祉センター
施設のバリアフリー化の実施	総務課・建設課
身体障がい者等相談の実施	福祉課
母子通園施設の運営・福祉作業所の運営補助	福祉課
社会福祉協議会との連携	福祉課 総合福祉センター

② 母子・父子世帯の自立した生活に対する支援

ひとり親世帯では、仕事・家事・育児などを一人ですべてを担う必要があり、精神的にも経済的にも不安定な状況に置かれがちです。

ひとり親世帯の生活安定と、子どもの健全な成長のため、経済的な自立、家庭機能の充実を促進する支援を行います。

特に最近では、父子家庭に対する支援が母子家庭に比べ少なく、全国的に課題となっているのが現状です。国・県などからの情報の収集に努めるとともに、効果的な事業を検討します。

事業	担当課
母子家庭自立支援・就業相談の実施	福祉課
母子寡婦福祉協議会への支援	福祉課
児童生徒援助事業	学校教育課

③ 高齢者の自立した生活に対する支援

少子高齢化がますます進むこれからの社会において、高齢者が自立し、安心して暮らすことのできる社会づくりが必要です。

介護保険制度の適正な運用のほか、高齢者の生きがいづくりなど、高齢者に対する支援を行うとともに、高齢者が地域で孤立しないよう、地域での見守り体制を強化します。

高齢者の生きがいや引きこもり防止のため、就労や学習の機会を提供します。実施にあたっては、より参加しやすい運営方法を検討します。

事業	担当課
ボランティア活動の充実と連携の強化	福祉課 総合福祉センター
施設のバリアフリー化の実施	総務課・建設課
地域支え合い体制づくりの推進	福祉課
認知症介護者のつどい・家族介護予防教室・家族介護交流会・認知症サポーター養成講座の開催	福祉課
社会福祉協議会との連携	福祉課 総合福祉センター

④ 外国人の自立した生活に対する支援

在住外国人が言葉の違いにより暮らしの中で不便さを感じるこ

いよう、緊急連絡先やゴミの出し方、町内の地図などを多言語に翻訳したパンフレットを作成し、配布します。

また、多文化共生交流会を開催し、在住外国人と地域住民が国籍や文化を超えた交流を行うほか、学校においても、語学学習などを通じて、異文化について学びます。

事業	担当課
暮らしの便利帳外国語版の作成	総務課
多文化共生交流会の開催	総務課

基本的施策 4 政策・方針決定過程における男女共同参画

<現状と課題>

女性の社会進出は、以前より進んでいますが、まちづくりの方針決定の過程においては、まだ、十分に参画が進んでいるとは言えません。

豊山町審議会等の基本的取扱いに関する要綱において、女性委員の登用を積極的に推進することを定め、愛知県下でも高い登用率を得ていますが、第4次総合計画に掲げる目標には達していません。

<具体的な取り組みの方向>

① 町の審議会等委員への女性の登用推進

平成23年4月1日現在における、本町の審議会などへの女性の登用率は30.45%で、愛知県下54市町村中で7番目の高さです。

第4次総合計画で掲げる40.0%という目標を認識し、引き続き、女性委員の登用を積極的に推進します。

事業	担当課
審議会などへの女性委員の登用	総務課

② 町の管理職などへの女性の登用推進

平成23年4月1日現在、4名の女性職員が管理職として登用されています。一般職においては、男性職員における管理職の登用率が19.0%なのに対し、女性職員における管理職の登用率は8.3%です。

管理職への登用は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進します。

事業	担当課
管理職などへの女性職員の登用	総務課

③ 女性の人材育成・能力開発

女性職員が知識を身に付け、能力を発揮することができるよう、各種講座や研修を通じた人材の育成を行います。

また、女性行政を推進する活動を行っている団体の会員に、県主催の

セミナーなどに参加していただき、新たな女性リーダーの育成に努めます。

事業	担当課
県などの研修会への参加	総務課

基本的施策5 家庭・学校における男女共同参画の推進

<現状と課題>

家族は地域社会を構成する大切な単位です。特に、子どもがいる家庭では、親のあり方によって、その家庭の豊かさが左右されます。積極的に学び、親としての力をつけることが、子どもの健やかな成長を促し、地域社会を豊かなものとしします。

本町では生涯学習課が中心となって、保健センターと連携を取りながら、家庭教育を推進していますが、今後は福祉課とも連携しながら、事業に取り組みます。また、学校においては、教職員に対する啓発を引き続き行います。

<具体的な取組みの方向>

① 家庭教育の支援

核家族化が進み、子育てで悩む保護者が増えています。子育てに行き詰った保護者が、子どもに対して暴力を振るったり、育児拒否などに陥る事例も多く見られます。子育てをしている家庭における男女共同参画を推進するためには、家庭教育の支援が欠かせません。

家庭における教育機能の充実を図るため、子育てや家事をテーマに講座を開催します。実施にあたっては、母親だけではなく、父親や、その他の家族にも参加していただけるようなメニューを採用するとともに、日時や場所の設定にも配慮します。

事業	担当課
レインボー・スクールの開催	総務課
家庭教育講演会の開催	生涯学習課
赤ちゃん広場・乳幼児学級の開催	保健センター 生涯学習課 総合福祉センター
ニューファミリー教室の開催	保健センター
家庭児童相談の実施	福祉課
家庭教育相談の実施	生涯学習課
ふれあいひろばの開催	生涯学習課
おはなし会・読書会の開催	生涯学習課
子育て相談の実施	総合福祉センター

② 教職員に対する男女共同参画の理解の促進

教職員が男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、研修を進めます。

事業	担当課
教職員研修の実施	学校教育課

基本的施策6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

<現状と課題>

少子高齢化に伴い、男性だけでなく女性の労働力なしでは社会が成り立たなくなっています。

しかし、現状では、家事・育児・介護などの無償労働の負担が、女性に偏っていることなどから働く意欲のある女性の障害となっており、女性の晩婚化や少子化を進める原因となっています。

また、育児・介護休業法の整備により、以前より育児・介護休業が取得しやすくなったものの、一部の企業を除き依然として取得しにくい状況にあります。

仕事優先となっている男性が、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、男性の家庭教育や地域活動への参画を促すとともに、女性の政策・方針決定の場への参画を進める上でも、必要不可欠です。

本町においては、現在のところ保育園の待機児童はゼロです。この状態を継続するとともに、引き続き保育サービスの充実を行うことによって、女性が働きやすい環境づくりを推進します。

<具体的な取組みの方向>

① 職場における仕事と家庭の両立支援の促進

インターネットや情報紙を活用し、広報とよやまなどを通して、ワーク・ライフ・バランスの先進的な取組みを紹介します。町内事業所に対して、啓発活動を進め、子育て家庭を応援するはぐみんカードへの参加協力を求めます。

事業	担当課
育児休業・介護休業の取得推進	総務課
はぐみんカードの利用促進	福祉課

② 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時的保育や長時間保育を始めとする保育サービスを実施します。

また、地域の住民が互いに子育てを助けあう、ファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域全体で子育てをするという意識を醸成します。

また、放課後の子どもの生活の場をつくるため、放課後児童クラブ室なかよし会や放課後子ども教室を開設します。

事業	担当課
保育園運営事業	福祉課

ファミリー・サポート・センター事業	福祉課
子育て相談の実施	福祉課
保育特別対策事業	福祉課
放課後児童クラブ室なかよし会の開設	福祉課
放課後子ども教室の開設	生涯学習課

③ 介護支援の充実

女性に介護の負担が集中しないように、性別を問わず、積極的な介護休業の取得を目指します。

また、要介護高齢者を介護する家族に対する、各種支援を行います。

事業	担当課
介護休業の取得推進	総務課
認知症介護者のつどい・家族介護予防教室・家族介護交流会・認知症サポーター養成講座の開催	福祉課

基本的施策 7 女性や子どもに対する暴力の根絶

<現状と課題>

女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上で、克服しなければならない課題です。

DVの被害者の多くは、身近な人に相談できず、どこに相談すればよいのか分からないといった悩みを抱えています。最近では、デートDVや、インターネットや携帯電話の普及による性犯罪の増加も社会問題化しています。

本町においては、DVについては、福祉課と県の福祉事務所や女性相談員、警察と連携しながら、対策を進めています。また、児童虐待については、要保護児童対策地域協議会が中心となって、情報交換や対策づくりを進めています。

<具体的な取組みの方向>

① DVやセクシュアル・ハラスメント防止と支援体制の充実

DVが起きないような、また、万が一発生しても、ごく初期において解決できるような支援体制を整えます。

また、セクシュアル・ハラスメントの防止に対する意識を高めます。

事業	担当課
女性相談の実施	福祉課
DV対策の実施	福祉課
セクシュアル・ハラスメントの防止	総務課 学校教育課

② 子どもを暴力から守る

福祉・保健・学校教育などの担当各課が情報を共有し、連携を図ること
 で、児童虐待の防止・早期発見と対応・解決に努めます。

子どもたちに対しても、自らをきちんと守る意識を育むように指導し
 ます。

また、小中学校に教育相談員（スクールカウンセラー）を配置し、相
 談・カウンセリングを行います。

事 業	担当課
要保護児童対策地域協議会を通じた連携	福祉課 保健センター 学校教育課
CAPをはじめとした人権教育	福祉課 学校教育課

基本的施策 8 生涯を通じた健康づくりの支援

<現状と課題>

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、相手に対する思いやりを持つ
 ことが重要です。

特に女性は、妊娠・出産、子宮がん・乳がん、更年期障害など、男性と
 は異なる課題に直面するため、配慮が必要です。

本町では、健康・福祉フェスティバルにおいて、健康と福祉に携わる様々
 な立場の方が集まり、情報交換や交流を行っています。子どもやお年寄
 りの方でも手軽に始められるニュースポーツもさかんで、全国大会にも多く
 出場している競技もあります。

子育て環境の整備の成果で、高い合計特殊出生率を保持していますが、
 その一方で、身体に関する悩みをもたれている方もいます。

スポーツや、日常的な健康づくりを通じて、男女がともに健康な一生を
 送れるような事業を進めます。

<具体的な取組みの方向>

① 健康づくりの支援

健康・福祉フェスティバルは、あらゆる世代の方たちが健康や地域福
 祉について楽しみながら学ぶ機会です。また、ボランティアの活動にも
 ふれることができます。

健康づくりや健康管理に取り組めるよう、各種スポーツ教室や各種健
 康診断などを実施します。女性に特有な子宮がんや乳がんの早期発見・
 早期治療に努めます。

また、食生活改善推進員の活動を中心に、食育についての啓発普及を
 図り、健全な食生活のあり方を広めます。

事 業	担当課
健康・福祉フェスティバルの開催	福祉課

	総合福祉センター 保健センター
食生活改善推進員協議会による支援	保健センター
健康増進事業	保健センター
生涯学習講座の開催	生涯学習課

② 性教育の推進

情報伝達手段の発達に伴い、性に関する誤った情報が氾濫しています。子どもたちがエイズや性感染症、妊娠や中絶など、男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるため、適切な性教育を推進します。

事業	担当課
学校における性教育	学校教育課

③ 妊娠・出産への支援・不妊治療対策の推進

平成21年度の本町の合計特殊出生率は1.62で、全国平均の1.37、県平均の1.43を上回っています。

この数字を維持するだけでなく、より高めるために、妊娠・出産に関する正しい知識の普及を推進するとともに、健康診査などを実施します。また、妊娠を希望しながらも、不妊に悩む男女への支援も行います。

事業	担当課
母子保健事業	保健センター

基本的施策9 豊かな生活空間の構築

<現状と課題>

家庭において、家事などを女性のみ任せるとはならず、男性も積極的に関心を持ち、関わる必要があります。

私たちの家庭生活は、自然環境と切っても切り離せません。生活の基盤となる環境と、日常生活との関わりに関心を深めなければなりません。

最近、商品の売買などをめぐる悪質な犯罪が増えています。インターネットの浸透により、今までになかったような犯罪も目立つようになってきました。このような犯罪から身を守るためにも、消費生活に関する知識が必要です。

子どもや高齢者、障がい者も好きなところに、好きな時間に移動できるように、公共交通を充実させることも、豊かな生活空間づくりのためには欠かせません。

本町では大山川に鮎のそ上が確認されたり、田園が残り、大都市では少なくなった自然環境が残されています。この自然環境を次の時代に継承するための取り組みを行います。また、消費生活活動の支援や、公共交通の充実などを通じて、豊かな生活空間を形成します。

＜具体的な取組みの方向＞

① 男女共同参画の視点を積極的に取り入れた環境活動の取組み

環境に関する啓発事業である環境フェスティバルでは、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。

町職員については、環境保全行動指針（地球温暖化対策実行計画）に従って、環境に対し、率先して取り組みます。

事業	担当課
環境フェスティバルの開催	建設課
職員環境保全行動指針の順守	総務課

② 男女共同参画社会における生活設計の創造

消費生活研究グループへの補助や支援を行うとともに、消費生活に必要な知識の啓発を行います。

事業	担当課
消費生活研究グループへの補助・支援	都市計画課
消費生活相談の実施	都市計画課

③ 公共交通の充実

子どもや妊産婦、高齢者、障がい者なども、気軽に、自由に移動できるように、公共交通の充実を図ります。

事業	担当課
とよやまタウンバスの運行	総務課

重点目標Ⅲ 地域の交流・絆を深めるまちづくり

基本的施策 10 地域活動における男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

地域活動への参加率は、男性より女性の方が高い傾向があります。しかし、地域においても意思決定の場への女性の参画は少ないのが現状です。

本町は、コンパクトな町域のために、人間関係が密接で、地域活動も熱心に行われてきましたが、最近では高齢化やライフスタイルの変化に伴い、コミュニティのつながりが薄れつつあります。

あらゆる立場の方が、まちづくりに参加できるような態勢を整えます。

女性行政を推進する団体として、とよやま女性の会の活動が着実に定着しています。積極的に女性行政施策を推進するような事業を行う団体が新たに生まれるように、支援します。

＜具体的な取組みの方向＞

① 地域におけるリーダーの育成

地域におけるリーダーを育成するため、コミュニティ活動に対する支援を行います。

また、町政への参加機会を拡大し、町政への関心とまちづくり活動への参加意欲を醸成するとともに、幅広い年代から新たなまちづくりの担い手を発掘するため、町民討議会議を開催します。

事業	担当課
コミュニティ参加啓発事業・世代間交流事業・コミュニティ組織育成事業	総務課
町民討議会議の開催	総務課

② 地域における男女共同参画の取組みへの支援

男女共同参画の意識を定着させるため、男女共同参画社会の実現を目指して積極的に活動している団体やグループに対し、補助や支援を行います。

事業	担当課
女性行政施策の促進を図る団体やグループへの補助・支援	総務課

基本的施策 11 地域の事業所との連携

＜現状と課題＞

女性労働者を取り巻く環境は、時代の変化に合わせて改善してきてはいるものの、いまだ、就職・配置・昇進などあらゆる面で格差が見られます。

女性が、能力に見合った処遇のもと、出産・育児などの理由に一度休職しても職場復帰ができる就業環境を整備する必要があります。

本町においては、特に経済的に不安定であると見込まれる中小企業を対象に、セクシュアル・ハラスメントの防止や育児・介護休業制度の導入をはじめ、女性の労働環境の向上について啓発していく必要があります。そのためには、商工会の参加団体をはじめとした地域の協力が欠かせません。

また、女性だけではなく、男性も含めた雇用環境の整備や就業支援も行います。

<具体的な取組みの方向>

① 商工会・地域の事業者との連携と啓発

町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に広報・啓発を行います。

事業	担当課
地域の事業者への啓発	総務課
商工会との連携	都市計画課

② 非正規労働者や女性の雇用環境の整備・就業支援

非正規労働者や女性の雇用安定につながるような処遇改善や労働条件の整備を促進します。

また、非正規労働者の正規雇用への就業支援や、女性の再就職支援に係る情報の提供を行います。

事業	担当課
商工会との連携	都市計画課

基本的施策 1 2 協働によるまちづくりの推進

<現状と課題>

地域社会の課題が多様化しており、従来の行政サービスだけでは住民ニーズに十分に対応することができないケースが出てきています。

町だけでなく、町民やボランティア・大学・企業・NPO・地域団体など、それぞれの立場の特性や専門性を活かした地域一丸となった取組みが求められています。

そのためには、あらゆる立場の人が、まちづくりに参加する機会を積極的に町がつくっていかねばなりません。

本町の特徴であるコンパクトな町域は、協働のまちづくりを進める上で大きな強みです。町政への参加機会を拡大するとともに、年齢や性別などを問わず、新たなまちづくりの担い手を発掘する必要があります。

<具体的な取組みの方向>

① 大学、企業、NPO、地域団体などとの連携・協働の推進

協働のまちづくり指針に基づき、大学・企業・NPO・地域団体などと連携を図り、積極的に情報交換を行います。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取組みなど、具体的な課題に対して、互いに連携・協働しながら事業を推進していきます。

事業	担当課
コミュニティ参加啓発事業・世代間交流事業・コミュニティ組織育成事業	総務課
町民討議会議の開催	総務課
官学連携の推進	総務課

② 防災活動における女性の参画の推進

被災時には、男女の身体的・生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮が必要であるため、消防団や自主防災組織、赤十字奉仕団への女性の積極的な参画を推進します。

事業	担当課
消防団や自主防災組織、赤十字奉仕団への女性参画の推進	総務課

基本的施策 1 3 推進体制の整備・充実

<現状と課題>

男女共同参画事業の特徴として、事業を実施する担当課が複数に分かれているという点があります。様々な分野に男女共同参画の視点を取り入れられるというメリットがある一方で、事業の実施が縦断的になりがちで、新たな視点・考え方が生まれにくいというデメリットがあります。

男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくりという意識を、主管課だけでなく、各担当課が情報を共有した上で、事業を進めていく必要があります。

<具体的な取組みの方向>

① 男女共同参画の推進体制の強化

男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくりを推進していくため、研修への参加・実施を推進していきます。

また、男女共同参画について、関係各課の担当者が情報交換を行うとともに、職員の意識啓発を行うため、男女共同参画連絡会議レインボー・ネットワーク会議を創設し、横断的に事業を行える体制づくりを進めます。

事業	担当課
レインボー・ネットワーク会議の創設	総務課
県などの研修会への参加	総務課
職員研修の実施	総務課